



多くのエネルギーやものを消費する生活は、同時に多くのストレスもかかえている。よりよい生活を求めた結果の今の社会だろうが、子どもたちの生活を見つめてみると、幸せとは言い難い面も多々ある。目指す社会の方向を考え直す必要があると思う。

豪雨、梅雨明けの遅れ、台風の集団発生・・・今年もまた異常気象となっている。ここ数年を振り返ってみても、異常気象があたりまえになっていくように思う。原因を特定することは難しいが、石油などの化石燃料の大量消費による地球温暖化など環境破壊が大きな背景になっていることは多くの人が感じているところだろう。そして、環境破壊は子どもたちが生きていく数十年前の未来を危ういものにしていく。環境問題の特徴の一つは「私たちそれぞれが被害者であると同時に加害者である問題」であると、以前、地球温暖化の国際会議の中で聞いたことがある。私たちがふつうに(多くのエネルギーやものを消費する)生活をするることによって、環境破壊が着実に進み、私たち自身の生活を脅かしている。

ワールドウォッチ研究所(アメリカ)が毎年発行している「地球白書」は、深刻化する環境問題を警告し続けてきた。「このままの状態が続けば、人類が二十世紀を乗り切ることが全く不可能、人類は重大な岐路にいる。」と。

その時のキーワードは「自然との共生」だと思ふ。そのためにも、もっと子どもたちを自然に触れさせたい。自然は多くの生き物のつながりの中で、多くのもの(命)を生産している。その自然が作り出したもの(命)を消費して私たちの生活は成り立っている。また、多くの生き物たちが、工夫に富んだ様々な生活を繰り広げている。多くの出会い、発見がある場所でもある。自然の中では、見失ったものを見つけてこどもができるように思ふ。散歩をしていると心がリフレッシュできる。ストレス解消にも役立つ。

前出の「地球白書」最新刊では、化石燃料に代わるバイオエネルギーの最新の世界の動向も取りあげている。山林の多い都留市はバイオエネルギーに依存できる環境がある。子どもたちのためにもそのような社会を目指したいと思ふ。

自然を学び、うまくつきあっていくことが大切だと思う。

早寝・早起き・

朝ごはん運動の提唱

青少年育成都留市民会議では、今年、『早寝・早起き・朝ごはん運動』を推進しています。



平成十七年六月に食育基本法が成立、同七月より施行されたことは周知のとおりですが、(広報前月号に一部記載)

『国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進すること』を目的に制定されたものです。

その中で「食育」を①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの②様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと規定しています。

つまり、私たちの心も身体も「食」の上に成り立っているといえます。

(次号に続く)

国保

交通事故にあつたら

交通事故など、第三者の行為によってケガをした場合、治療費は原則として加害者が全額負担することになります。しかし、その賠償が遅れたりするときは、国保(老人保健)で治療を受けることができます。この時の費用は国保(老人保健)が一時立て替え、後日加害者に請求します。

交通事故にあつたら

相手の身元を確認し、速やかに警察署へ届け出をしてください。

治療を受けるときは

国保(老人保健)を使って治療を受けるときは、必ず事前に市民生活課国保医療担当に連絡し、速やかに「第三者行為による被害届」を提出してください。(用紙は国保医療担当に用意してあります。)

ただし、次の場合には国保(老人保健)で治療を受けることはできません。

○加害者からすでに治療費を受け取っている場合

○業務上のケガの場合

○酒酔い運転、無免許運転などによるケガの場合

※示談をする前に必ず国保医療担当へご相談下さい。

問合せ 市民生活課 国保医療担当